

総
説

国際動物命名規約第4版の布告書46による 2023年改正とその背景

Amendment of the *International Code of Zoological Nomenclature*
(4th edition) by Declaration 46 in 2023 and its background

柁原 宏¹⁾*・中野隆文²⁾

Hiroshi Kajihara¹⁾, Takafumi Nakano²⁾

ABSTRACT

This article presents a Japanese translation of the amendment of Article 8 of the 4th edition of the *International Code of Zoological Nomenclature* by Declaration 46, regarding the nomenclatural status of retracted works. It also presents the background of the amendment, which was not fully mentioned in the Declaration. We discuss the following issues: retraction for scientific and ethical reasons, new scientific names based on fabricated specimens, self-organization by academic communities in terms of name usage, and interpretation of the consequences of retraction.

Key Words: amendment, *International Code of Zoological Nomenclature*, Japanese translation, *Oculudentavis khaungrae*, retraction

はじめに

布告書46 (International Commission on Zoological Nomenclature [ICZN], 2023)が2023年12月29日に公表され、それに伴って国際動物命名規約第4版 (ICZN, 1999)の条8が改正された。田中・生野 (2018)に詳述されているように、現行の規約に対してはこれまでに3回の改正が行われており、今回の改正は4回目ということになる。レクトタイプ指定に関する一度目の改正と、保存されていない標本に関する三度目の改正は規約の「大きな変更」(規約の条78.3.2)に相当しないと判断されたため、条80.1に従って布告書44 (ICZN, 2003)と布告書45 (ICZN, 2017)によって行われている。布告書44は

2007年5月13日に国際生物科学連合 (International Union of Biological Sciences, IUBS) によって承認・批准され、2000年1月1日にさかのぼって効力を発することになった。布告書45は2023年3月にIUBSによって (今回の布告書46と同時に) 承認・批准され、それが公表された2017年3月1日にさかのぼって効力を発することになった。また、電子出版等に関する二度目の改正は「大幅ではない規約改正にあたらぬ」(審議会規則の条16.1.1) (つまり「大幅な規約改正にあたる」) と判断されたことから、審議会規則の条16に従って行われ (ICZN, 2008, 2012a, b, c), その日本語訳と解説は野田・西川 (2013) において紹介されている。本稿では野田・西川 (2013) および田中・生野 (2018)に倣い、四度目にあたる今回の改正の日本語訳とその背景について述べる。なお、本稿で示す日本語訳は、野田・西川 (2013)や田中・生野 (2017)と同じく、審議会によって認定された正文 (規約の条87)ではない。

改正内容

[布告書の日本語訳はここから。ただし、体裁の一部は、規約第4版日本語版 (動物命名法国際審議会, 2005), あるいは野田・西川 (2013), 田中・生野 (2018)に準じ調整した。]

布告書:

ここに新たな条 (条8.8)を規約に追加する:

条8.8. 適格な著作物の永続性。 本規約の意味において一度公表された著作物は、審議会が別の裁定を下していないならば、そのようにあり続ける。ある著作物もしくはその一部に関する後世の棄権宣言あるいは撤回は、原著作物もしくはそこに含まれる新学名や命名法的行為の適格性にいかなる影響も及ぼさない。

1) 北海道大学大学院理学研究院生物科学部門 〒060-0810 札幌市北区北10条西8丁目

Division of Biological Sciences, Faculty of Science, Hokkaido University

2) 京都大学大学院理学研究科動物学教室 〒606-8502 京都市左京区北白川追分町

Department of Zoology, Graduate School of Science, Kyoto University

E-mail: nakano@zoo.zool.kyoto-u.ac.jp

*Author for correspondence

(E-mail: kajihara@eis.hokudai.ac.jp)

次の新しい用語が用語集に加えられる：

撤回. retraction; 公表された著作物の全てまたは一部が、後世に公的かつ永続的な科学的記録から削除されたと宣言する行為、主張、あるいは明示的な試み [条8.8].

解説

最初に公表された時点で適格となった学名と命名法的行為は、原著物が公表後に撤回されるか、もしくは元の版における学名や命名法的行為を不適格にしようとする棄権宣言が公表されたとしても、不適格にはならない。一度公表され適格となった著作物、学名、その他の命名法的行為は、審議会のみが、その強権の発動と意見書の公表による裁定を通じて、抑制できる。

提案の経緯

1) 2021年2月26日に審議会会長が、撤回された著作物の命名法的地位に関する特別委員会を招集した。特別委員会委員はKrell (委員長), Rheindt, Yanegaの各審議会委員で構成された。委員会の任務は、規約の必要条件に従って一度公表された著作物はそのようにあり続け、そこに含まれている新学名と命名法的行為は、審議会の強権による裁定によって抑制されない限り、永久に適格であり続けることを明らかにするために、規約の規定を明確にする提案を起草することであった。

2) 委員会による勧告と審議会構成員からの更なる意見提供を受けて、布告書46の初版が提案された。提案された版が規約の大きな変更かどうか、また、そうでない場合、提案された形で公表できるかどうかを決定するために、3ヶ月条項に基づいて、2021年10月29日から2022年1月29日まで投票が行われた。

3) 審議会は、改正案は規約の大きな変更ではなく布告書46として発行することに賛成したが、提案のとおり公表することには反対した。

4) 審議会構成員からの更なる意見提供を受けて、改訂された第二版が提案された。第二版が提案された形で公表できるかどうかを決定するために、3ヶ月条項に基づいた二度目の投票が、2022年5月23日から2022年8月23日まで行われた。

5) 審議会は布告書46が第二版として提案された形で公表されることに賛成した。

6) 布告書46は、2023年3月に国際生物科学連合 (IUBS) 執行委員会におけるオンライン投票によって批准された。[布告書の日本語訳はここまで]

補足・背景

2023年12月29日に公表された布告書46の中では言及されていないが、新たに加えられた条8.8は2023年2月6日以降ICZNのウェブサイト上で公表されており、2023年3月にIUBSによって批准された時点で、本条は2月6日にさかのぼって発効したものと見なされているらしい (ICZN会長Thomas Page博士と事務局長Alex Figueroa博士の意見としての副会長Patrice Bouchard博士からの私信)。ただし、これは条80.1に記されている手続きとは異なる。なぜならば条80.1に定められている手続きは、時系列的には①布告書の公表、②IUBSによる批准、③布告書の日付にさかのぼって改正が行われたものと見なす、となるからである。尚、IUBSの会議の期間は3月10日～12日だが、批准の日付は特定されていない。

同じく布告書46の中では全く言及されていないが、今回の改正（というか追加）には「撤回された論文中で設立された学名は適格か？」という、国際動物命名規約では明確に扱われてこなかった問題に関する議論が背景にある。この議論の直接の発端となった論文は2020年3月11日に『Nature』誌上で電子公表された (Xing *et al.*, 2020a)。この論文中で著者らは、ミャンマーの白亜紀の琥珀中に保存された一個体の四足動物の頭骨標本（第一頸椎を含む）に基づき *Oculudentavis khaungraae* という新属新種の学名を提唱した。Xing *et al.* (2020a) はこれを「ハチドリサイズの恐竜」であると見做し、“Aves, Linnaeus 1785” (鳥類) に所属させた。同年3月18日、bioRxiv上に公表されたプレプリント [Li *et al.* (2020); 後に Li *et al.* (2021) として公表] において、*Oculudentavis* は鳥類であるどころか主竜類であることすら疑わしく、恐らくは鱗竜類、更には有鱗類であろうという反論が述べられた。*Oculudentavis* はトカゲであるという同様の内容は後に他の著者たちによっても公表されている (例えば Bolet *et al.*, 2021; Solórzano-Kraemer *et al.*, 2023)。明らかに同種と思われる追加標本を観察した結果、2020年7月22日に Xing *et al.* (2020b) は「不正確な情報が文献に残るのを防ぐため」という理由で Xing *et al.* (2020a) を撤回した。重要なのは、これが捏造のような倫理的問題が理由ではない点である。論文の内容が間違っていたことが後に判明した場合、その誤りは別の論文中で正すのが健全な科学の発展の仕方であり、「不正確だったことが分かった」という理由で論文を撤回することは異例である。このため、インターネット上では様々な憶測や陰謀論が巻き起こったようである (Taylor, 2020)。

上で述べた「撤回された論文中で設立された学名は適

格か？」という議論の一部は動物命名法のメーリングリスト iczn-list (<http://list.afriherp.org/mailman/listinfo/>) で戦われたのだが、その端緒はエジフェイオ・フェルリオ古生物学博物館（アルゼンチン）の Evangelos Vlachos 博士によって開かれた。2020年7月23日の投稿で曰く、「撤回された論文は公表されたものとみなされないから当該学名は不適格である」。しかし、その投稿から30分も経たないうちにパリ自然史博物館名誉教授の Alain Dubois 博士は「私は Evangelos [Vlachos] の提案に完全に反対である。ある著者が新しい学名を出版し、その名前が何百人もの著者によって50年間使用され、最終的にその著者がアルツハイマー病を発症して論文を撤回すると決めたらどうなるだろうか?」という書き出しで反論した。Dubois (2020a) は後にこの議論の一部を紹介するとともに、一度公表された学名を「撤回」できるとしたらそれは動物命名法国際審議会の強権のみである、という趣旨の持論を公表した。Vlachos (2020) は「Dubois (2020a) はメールスレッドの一部のみしか引用しておらず、その上あたかも私のメーリングリスト上での書き込みに基づいているかのような意見をでっち上げて、それに対して反駁しているのだ」（つまり Dubois の自作自演なのだ）という反論を公表しており、実際そのような箇所が一部あることは否めないが、今回の布告書46は大筋で Dubois (2020a) の主張に従ったものになっている。Vlachos (2020) を受けて、Dubois (2020b) は更なる反論を行っている。

考察

科学的な理由による撤回

論文撤回の理由は研究不正によるものだけではなく科学的なものでもあり得る。そのような撤回論文のうち、新学名の提唱を伴うものには上で紹介した Xing *et al.* (2020a, b) の他に Ding *et al.* (2007) の例がある。Ding *et al.* (2007) では中国産トビムシ目の新種名 *Pachytoma emeiensis* Ding, 2007 が提唱されたのだが、後年、論文に「false information (間違った情報)」があったとして Ding *et al.* (2010) によって撤回されている（その間違いが意図的な虚偽だったかどうかは不明）。条8.8は2023年2月6日に発効したが、条文中には効力の起点となる具体的な日付が明記されていない。そのため、その効力は条3の起点に定められている1758年1月1日にまでさかのぼるものと解釈されるであろう。したがって、*Pachytoma emeiensis* は適格である。しかも、適格であるどころか撤回以後もこの学名を有効名として引用している論文があることから (Dányi and Park, 2016)、元の著者たちは

早急に修正論文を公表すべきである。

倫理的な理由による撤回

一方、倫理的に問題であるという理由によって論文が撤回される場合がある。そのような論文中で設立された学名の例に化石翼竜の1種 *Javelinadactylus sagebieli* Campos, 2021 がある。この学名が提唱された論文は2021年7月31日に公表されたが (Campos, 2021)、同年11月7日に同じ翼竜が *Wellnhopterus brevirostris* Andres and Langston Jr., 2021 として記載された (Andres and Langston Jr., 2021)。翌年、Anonymous (2022) において、Campos (2021) が基づいていたデータの所有権を著者が有しておらず、編集者が論文を撤回した旨が述べられている。Anonymous (2022) ではそれに加え、① Campos (2021) が基づいていたのは標本の写真であり、② Andres and Langston Jr. (2021) の原稿が投稿されたのは Campos (2021) が投稿されたよりも以前であり、③ Campos (2021) は Andres and Langston Jr. (2021) によるより包括的な研究の一部である、という旨を述べている。実際のところ Andres and Langston Jr. (2021) は200点以上の標本観察にもとづいた6種（未同定種を含む）の翼竜に関する157頁のモノグラフであるのに対し、Campos (2021) は1点の標本のみに基づいた9頁の短報である。また、*Wellnhopterus brevirostris* の記載は9点の断片化石標本に基づいているが、*Javelinadactylus sagebieli* の記載が基づいているのはそのうちの1点の写真である。

本改正に基づいて先取権の原理を厳密に適用した場合 *Javelinadactylus sagebieli* が有効になるが、翼竜研究者の学術コミュニティは優先権を逆転させて *Wellnhopterus brevirostris* を有効と見なすことにしているようである (例えば Thomas *et al.*, 2024) (下の「学術コミュニティによる自浄化」も参照)。

捏造標本に基づく新学名

研究不正には二重投稿や利益相反の非公開などいくつかの行為が含まれるが、代表的なのは捏造 fabrication・改竄 falsification・盗用 plagiarism であり、上で述べた Campos (2021) による化石翼竜はデータの盗用に該当する。本稿を用意する上で改竄に関する例は残念ながら見当たらなかったが、捏造に関しては鱗翅類における例が Braby *et al.* (2024) によって紹介されていることを見つけた。Braby *et al.* (2024) はそのような標本を偽ホロタイプ fake holotype と呼び、それらに関する命名法的な対処方法について規約の条1.3と条73.1.5を引きながら次のように概説している（解釈と例は本著者らによる）。

先ず、著者が作為的に標本を捏造し、仮説的概念をあかかも実在する分類群として記載して新学名を提唱したとしよう。この時、その「学名」は規約条1.3.1によって明確に規約の条項から除外されるため、論文が撤回されているか否かに関わらず、適格名たり得ない。なお、仮説的概念の語義は規約の用語集において「公表された時、古今を問わず実際に存在が知られていた動物を全く含まず、ただその著者の精神のなかにだけ（予言としてかどうかにかかわらず）存在した分類学的概念」と示されている。

一方、複数の既知種である動物の体（化石や仕業も含む）の一部を各々つぎはぎのようにして作りだされたキメラのような標本を捏造して新学名を提唱した場合、規約条73.1.5に従った処置が施されるならば、その学名は当該キメラ標本に基づいている複数の既知種の学名のいずれかの新参異名となる（Brady *et al.*, 2024）。例えば *Aus bus* W, 1800・*Cus dus* X, 1900・*Eus fus* Y, 2000 という既知種それぞれの頭部・胸部・腹部をくっつけたキメラ・ホロタイプ標本に基づいて *Gus hus* Z, 2020 という「新種」が公表されていたとして、そのことに気付いたある著者が条73.1.5に基づいて既知種3種のうちの2種を除外したならば、*Gus hus* Z, 2020 は残った1種の新参異名となる。厄介なのはキメラ標本作成にあたって未記載種の標本が含まれていた場合である。この場合、捏造によって提唱された新学名が有効となる可能性が残る。

著者が意図せず第三者が捏造した標本に基づいて新学名を提唱し、後世にそのことに気付いて当該著作物を撤回した場合であっても、今回の改正によって加わった条8.8によれば、その学名は適格であり続ける。

学術コミュニティによる自浄化

ここで一旦撤回論文の文脈から離れて、近年の両棲爬虫類学における命名法的議論を紹介する。その発端をつくった人物は英国生まれ豪州在住のRaymond Terrence Hoser氏である。彼は1998年から両棲爬虫類に関する論文を公表し始め、2009年に『*Australasian Journal of Herpetology*』（以下AJH誌）という雑誌を創刊した。この雑誌はHoser氏自らが編集者であり、本稿執筆時点である2025年の80号に至るまで340報の記事を公表している。このうち1報を除く339報の筆者はHoser氏自身であり、第三者による査読は行われていない。これらの記事には学術論文の体裁を装ったものもあるが、中には裁判所判事や野生生物当局に対する批判記事や私的な電子メールの文章そのものといったものも含まれる。AJH誌発行以前の2000年1月から2012年9月までの間にHoser

氏は2上科、1科、3亜科、89族・亜族、113属、64亜属、25種、53亜属の新学名を提唱した（Kaiser *et al.*, 2013）。2015年の段階ではHoser氏がAJH誌上で公表した新学名数は700以上にのぼる（Rhodin *et al.*, 2015）。これらの「新分類群」は、些細な形態・色彩の差異に基づいていたり、他の研究者による論文での系統樹におけるクレードに対する名称であったりすることから、世界中の両棲爬虫類学コミュニティから問題視されている。その結果、殆どの研究者はHoser氏の提唱した学名をボイコット・黙殺する一方、Hoser氏と少数の支持者はその使用を積極的に推進するという混乱がもたらされている（Rhodin *et al.*, 2015）。Kaiser *et al.* (2013) はAJH誌が「公的かつ永続的な科学的記録」（条8.1.1）であるとみなされるべきではないと主張したが、これに対してHoser (2013) は案件3601を公表し、審議会に対してAJH誌が規約での意味における公表の要件を満たしていること等を認めるように問うた。しかし、結局のところ案件3601に対する意見書2468において審議会は、①AJH誌が公表の要件を満たしていることをspecific powerを用いて認めること、②強権plenary powerを用いてAJH誌を抑制すること、③裁定にあたって付録Aの倫理規定を考慮に入れること、のいずれも拒否した（ICZN, 2021）。Krell (2021) は、意見書2468（ICZN, 2021）を補う形で、上に述べた問題に関する一審議会委員としての個人的意見を述べている。彼は、出版物の発行が容易になった現代において規約に定められている公表の要件は誰でも容易に満たすことができ、違反を証明することは非常に困難であることから、そのような著作物に関してICZNによる抑制を求めるよりは、学術コミュニティが特定の著作物や学名について時間をかけて「慣用法」を築くことによって対処することが適当であろうと論じている。

撤回論文に文脈を戻すと、そのような論文中で提唱された適格名についても、Krell (2021) が言うように学術コミュニティが「有効名とみなさない」という姿勢を貫き、その状態を慣用法化するということは、採りうる手段の一つであろう。上で紹介した化石翼竜*Wellnhopterus*の例はそのことの有用性・実現可能性を示している。

撤回がもたらす結果の解釈と今回の改正

Vlachos (2020) の意見では「撤回された論文は無かったことになる」というものであり、Dubois (2020a, b) に言わせると「それは歴史修正主義であり、間違っている」ということである。今般の改正にあたり審議会は後者の意見に与した結果となった。撤回された論文中で主張されていた事柄は多くの場合その根拠を失い、人々に

は受け入れられない。しかし、そこで設立された学名の適格性は無かったことにはならない、というルールが今回の規約改正によって導入された。

今回の改正は例えば2012年の電子出版に関するものに比べると小規模である。他方で、名古屋議定書の発効に伴い、提供国側の国内法を無視して採集された標本を用いた分類学的論文や、標本の目的外使用を問われた論文の撤回が散見されている（菊地ら、2021に詳しい）。そのような観点からも、今回の布告書46によって「撤回」に関する規約上の規定が明示されたことは大変意義深いといえる。

謝辞

本稿を査読してくださった西川輝昭博士（名古屋大学名誉教授）と林亮太博士（日本工営株式会社中央研究所）には、原稿を改善する上で大変有用なコメントを頂戴することが出来た。特に、西川博士からは条80.1に定められている手続きについて貴重なご意見を頂き、林博士からは本稿で紹介したトビムシ目の1種 *Pachytoma emeiensis* Ding, 2007 と翼竜 *Javelinadactylus sagebieli* Campos, 2021 の例の他、本稿に反映できなかったいくつかの興味深い事例をご教示いただいた。また、ICZN 副会長の Patrice Bouchard 博士（カナダ・オタワ研究開発センター）からは条8.8発効の日付に関する有用な情報をご教示いただいた。記して感謝を申し上げる。

文献

- Andres, B. and Langston Jr., W. 2021. Morphology and taxonomy of *Quetzalcoatlus* Lawson 1975 (Pterodactyloidea: Azhdarchoidea). *Journal of Vertebrate Paleontology*, 41(supl): 46–202.
- Anonymous [imprint “Campos, H. B. N.”] 2022. RETRACTED ARTICLE: A new azhdarchoid pterosaur from the Late Cretaceous Javelina Formation of Texas. *Biologia*, 77: 2255.
- Bolet, A., Stanley, E. L., Daza, J. D., Arias, J. S., Čerňanský, A., Vidal-García, M., Bauer, A. M., Bevirt, J. J., Peretti, A., and Evans, S. E. 2021. Unusual morphology in the mid-Cretaceous lizard *Oculudentavis*. *Current Biology*, 31: 3303–3314.
- Braby, M. F., Hsu, Y.-F., and Lamas, G. 2024. How to describe a new species in zoology and avoid mistakes. *Zoological Journal of the Linnean Society*, 202: zlae043. <https://doi.org/10.1093/zoolinnean/zlae043>
- Campos, H. B. N. 2021. A new azhdarchoid pterosaur from the Late Cretaceous Javelina Formation of Texas. *Biologia* [巻号収録前に撤回].
- Dányi, L. and Park, K. H. 2016. Six new records of springtails (Collembola) from North Korea. *Animal Systematics, Evolution and Diversity*, 32(2): 123–132.
- Ding, Y., Gao, G. and Bai, S. 2007. A new species of *Pachytoma* Bagnall, 1949 (Collembola: Isotomidae) from China. *Entomological News*, 118(5): 512–516.

- Ding, Y., Guofu, G. and Shiping, P. 2010. Retraction: “A new species of *Pachytoma* Bagnall, 1949 (Collembola: Isotomidae) from China”. *Entomological News*, 121(2): 212.
- 動物命名法国際審議会 2005. 国際動物命名規約 第4版 日本語版〔追補〕. xviii + 135 pp. 日本分類学会連合, 東京.
- Dubois, A. 2020a. Nomenclatural consequences of the *Oculudentavis khaungrae* case, with comments on the practice of ‘retraction’ of scientific publications. *Zoosystema*, 42: 475–482.
- Dubois, A. 2020b. ‘Retraction’ of taxonomic papers: the meaning of the word ‘issued’ and related ones in zoological nomenclature. *Zoosystema*, 42: 519–523.
- Hoser, R. 2013. Case 3601. *Spracklandus* Hoser, 2009 (Reptilia, Serpentes, Elapidae): request for confirmation of the availability of the generic name and for the nomenclatural validation of the journal in which it was published. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 70(4): 234–237.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 1999. *International Code of Zoological Nomenclature*, 4th Edition. xxix + 306 pp. International Trust for Zoological Nomenclature, London.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2003. Declaration 44—Amendment of Article 74.7.3. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 60: 263.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2008. Proposed amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 65: 265–275.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2012a. Amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *ZooKeys*, 219: 1–10.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2012b. Amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *Zootaxa*, 3450: 1–7.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2012c. Amendment of Articles 8, 9, 10, 21 and 78 of the International Code of Zoological Nomenclature to expand and refine methods of publication. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 69: 161–169.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2017. Declaration 45—Addition of Recommendations to Article 73 and of the term “specimen, preserved” to the Glossary. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 73: 96–97.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2021. Opinion 2468 (Case 3601)—*Spracklandus* Hoser, 2009 (Reptilia, Serpentes, Elapidae) and *Australasian Journal of Herpetology* issues 1–24: confirmation of availability declined; Appendix A (Code of Ethics): not adopted as a formal criterion for ruling on Cases. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 78: 42–45.
- International Commission on Zoological Nomenclature. 2023. Declaration 46—Amendment of Article 8 to reaffirm the ineffectiveness of subsequent disclaimers and retractions with respect to published works, available names and nomenclatural acts in zoological nomenclature. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 80: 15–16.
- Kaiser, H., Crother, B. I., Kelly, C. M. R., Luiselli, L., O’Shea, M.,

- Ota, H., Passos, P., Schleip, W. D., and Wüster, W. 2013. Best practices: in the 21st century, taxonomic decisions in herpetology are acceptable only when supported by a body of evidence and published via peer-review. *Herpetological Review*, 44: 9–23.
- 菊地波輝・石田孝英・鹿児島浩・江口克之 2021. ABSに関連した論文撤回と付随する問題 (2021年2月13日現在までの経過報告). タクサ: 日本動物分類学会誌, 50: 23–24.
- Krell, F.-T. 2021. Suppressing works of contemporary authors using the Code's publication requirements is neither easy nor advisable. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 78: 61–67.
- Li, Z.-H., Wang, W., Hu, H., Wang, M., Yi, H.-Y., and Lu, J. 2020. Is *Oculudentavis* a bird or even archosaur? *bioRxiv*, 2020.03.16.993949. <https://doi.org/10.1101/2020.03.16.993949>
- Li, Z.-H., Wang, W., Hu, H., Wang, M., Yi, H.-Y., and Lu, J. 2021. Reanalysis of *Oculudentavis* shows it is a lizard. *Vertebrata Palasiatica*, 59: 95–105.
- 野田泰一・西川輝昭 2013. 国際動物命名規約第4版の2012年9月改正. タクサ: 日本動物分類学会誌, 34: 71–76.
- Rhodin, A. G. J., Kaiser, H., Van Dijk, P. P., Wüster, W., O'Shea, M., Archer, M., Auliya, M., Boitani, L., Bour, R., Clausnitzer, V., Contreras-MacBeath, T., Crother, B. I., Daza, J. M., Driscoll, C. A., Flores-Villela, O., Frazier, J., Fritz, U., Gardner, A. L., Gascon, C., Georges, A., Glaw, F., Grazziotin, F. G., Groves, C. P., Haszprunar, G., Havaš, P., Hero, J.-M., Hoffmann, M., Hoogmoed, M. S., Horne, B. D., Iverson, J. B., Jäch, M., Jenkins, C. L., Jenkins, R. K. B., Kiester, A. R., Keogh, J. S., Lacher, T. E. Jr., Lovich, J. E., Luiselli, L., Mahler, D. L., Mallon, D., Mast, R., McDiarmid, R. W., Measey, J., Mittermeier, R. A., Molur, S., Mosbrugger, V., Murphy, R. W., Naish, D., Niekisch, M., Ota, H., Parham, J. F., Parr, M. J., Pilcher, N. J., Pine, R. H., Rylands, A. B., Sanderson, J. G., Savage, J. M., Schleip, W., Scrocchi, G. J., Shaffer, H. B., Smith, E. N., Sprackland, R., Stuart, S. N., Vetter, H., Vitt, L. J., Waller, T., Webb, G., Wilson, E. O., Zaher, H. and Thomson, S. 2015. Comment on *Spracklandus* Hoser, 2009 (Reptilia, Serpentes, Elapidae): request for confirmation of the availability of the generic name and for the nomenclatural validation of the journal in which it was published. *Bulletin of Zoological Nomenclature*, 72(1): 65–78.
- Solórzano-Kraemer, M. M., Peñalver, E., Herbert, M. C. M., Delclòs, X., Brown, B. V., Aung, N. N., and Peretti, A. M. 2023. Necrophagy by insects in *Oculudentavis* and other lizard body fossils preserved in Cretaceous amber. *Scientific Reports*, 13: 2907. <https://doi.org/10.1038/s41598-023-29612-x>
- 田中 颯・生野賢司 2018. 国際動物命名規約第4版の2017年3月改正とその背景. タクサ: 日本動物分類学会誌, 45: 28–32.
- Taylor, M. 2020. What's going on with *Oculudentavis*?: <https://svpow.com/2020/07/22/whats-going-on-with-oculudentavis/> (2024年7月23日閲覧)
- Thomas, H. N., Hone, D. W., Gomes, T. and Peterson, J. E. 2024. *Infernadrakon hastacollis* gen. et sp. nov., a new azhdarchid pterosaur from the Hell Creek Formation of Montana, and the pterosaur diversity of Maastrichtian North America. *Journal of Vertebrate Paleontology*, 44: e2442476.
- Vlachos, E. 2020. A response to Dubois (2020; *Zoosystema* 42 (23): 475–482). *Zoosystema*, 42: 515–517.
- Xing, L., O'Connor, J. K., Schmitz, L., Chiappe, L. M., McKellar, R. C., Yi, Q., and Li, G. 2020a. Hummingbird-sized dinosaur from the Cretaceous period of Myanmar. *Nature*, 579: 245–249.
- Xing, L., O'Connor, J. K., Schmitz, L., Chiappe, L. M., McKellar, R. C., Yi, Q., and Li, G. 2020b. Retraction Note: Hummingbird-sized dinosaur from the Cretaceous period of Myanmar. *Nature*, 586: 652.

(受付日: 2024年7月24日. 受理日: 2025年9月2日)